

山口県報

平成28年
8月12日
(金曜日)

目次

○告示

救急病院の認定(医療政策課).....一

指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課).....一

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(二件)(建築指導課).....二

○公告

国土調査の成果の認証(政策企画課).....四

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....四

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....四

建築士の免許の取消し(建築指導課).....四

開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....四

山口県告示第二百五十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十八年八月十二日

名	称	所	在	地	認定が効力を有する期限
院	山口大学医学部附属病	宇部市南小串二丁目一番一号		山口県知事	平成三一、八、一〇

医療生活協同組合健文 〃 五十目山町一六番二三号 〃 〃 〃
会宇部協立病院

山口県告示第二百五十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成二十八年八月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
- 山口市徳地柚木字重ケ六二五の一、六二五の一四、六二五の一六、六二五の四〇、六二五の四三、六二五の四六から六二五の四八まで、六二五の七四、六二五の七五、六二五の八〇
- 岩国市多田字古市山四九、五〇、七九、字堂附八四、八六、九〇、九一、九三から九六まで、九八、一〇一、一〇四、錦町広瀬字白井上ケ原一四五三の一、字挽固屋一四五四の五五、字島の谷一四五六の三
- 二 保安林として指定された目的
- 水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
- 岩国市多田字堂附七一、七二の一、七二の二、七三、一一二九一、錦町宇佐字櫛ケ谷一〇九八から一一〇〇まで、字櫛の谷一一〇八、錦町広瀬字島の谷一四五六の三

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百五十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、山口県福祉総合相談支援センター新築工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十八年八月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 山口県福祉総合相談支援センター新築工事

(一) 工事場所 山口市吉敷下東四丁目三二八一番地二

(二) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積
鉄筋コンクリート造一部木造	地上二階建	二、九七三平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である

こと。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十六年山口県告示第四百八号。以下「告示」という。)(二)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。))を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十八年八月十日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(建築一式工事の数値が九百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十八年八月三十日から同年九月二日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十八年九月二十日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三―三八三〇）にすべし。

山口県告示第二百五十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項の規定により、山口県山口警察署庁舎新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定め

平成二十八年八月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 山口県山口警察署庁舎新築工事

(一) 工事場所 山口市吉敷下東四丁目三二八一番地五

(二) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積
鉄骨鉄筋コンクリート造	地上四階建	六、一七二平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（三者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十六年山口県告示第四百八号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が二十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十八年八月十日までに国土交通大臣又は都道府県知

事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が九百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十八年八月三十日から同年九月二日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十八年九月二十日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三―三八三〇）にすべし。



(三三七) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十八年八月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下関市	平成二十五年四月二十二日から平成二十七年三月二十三日まで	下関市地籍図 下関市地籍簿	豊北町大字田耕の一部

二 認証年月日

平成二十八年八月十二日

(三三八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十八年九月十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年八月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人プライム
代表者の氏名 櫻部 清高
主たる事務所の所在地 周南市舞車町三丁目二三番地

(三三九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年三月二十五日山口県公告(一〇九)に係る大規模小売店舗について次のとおり長門市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年八月十二日から同年九月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び長門市経済観光部商工水産課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年八月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ長門店

所在地 長門市仙崎三三二の二

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三四〇) 建築士の免許の取消し

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消しました。

平成二十八年八月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消年月日	免許の取消しの理由
伊藤 弘子	二級建築士	第九七二四号	平成二八、八、四	申請

(三四一) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十八年八月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 工区に含まれる地域の名称
熊毛郡田布施町大字麻郷字長田屋（第一工区）
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都港区三田三丁目一―二番一―二号
一般財団法人BOATRACE振興会

平成二十八年八月十二日
印刷發行

發行所

山口県知事
山田